

## 【報告資料】

# 特定同一世帯の特例措置の5年間の制 限の廃止に伴う条例改正について

平成25年3月7日  
箕面市市民部国保年金課  
収納整理担当

# 特定同一世帯の特例措置の5年間の制限の廃止

- 特定同一世帯（国保加入者と後期高齢者が同居する世帯）については、後期高齢者制度に移行した人は5年間、国保加入者のみの世帯と同等の軽減策がとられてきました。平成25年度より、国の法改正によって5年間の制限はなくなります。
- これに伴い、「箕面市国民健康保険条例」を改正する必要があり、平成25年第1回定例議会に提案します。

## 特定同一世帯の保険料軽減とは

例 保険料の均等割額が2割軽減の世帯の夫が75歳になる世帯の場合

世帯の所得の例	夫の所得 50万円
	妻の所得 50万円
	合 計 100万円①

夫が75歳になる前

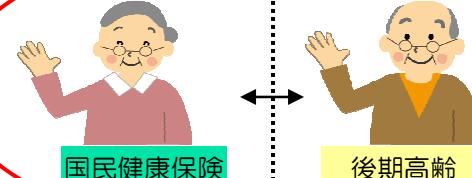
同一世帯



国民健康保険

夫が75歳になると

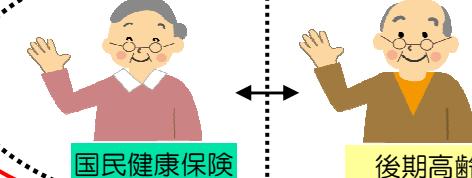
同一世帯



そこで

後期高齢に該当したものが国保に存在するものとして軽減判定を行います。

同一世帯



特定同一世帯所属者

2割軽減判定 33万円+ (35万円×被保険者数) 以下

例は被保険者数2人なので

$$33万円+ (35万円\times 2人) = 103万円②$$

①<② 均等割額が2割軽減されます。

2割軽減判定 33万円+ (35万円×被保険者数) 以下

被保険者数は妻1人になるので

$$33万円+ (35万円\times 1人) = 68万円③$$

①>③ 均等割額2割軽減が適応されません。

2割軽減判定 33万円+ (35万円×被保険者数) 以下

被保険者数を2人とします！

$$33万円+ \{ 35万円\times (1人+1人) \} = 103万円④$$

①<④ 均等割額が2割軽減されます。